



## 障がいのある子どもの就学については

障がいのある子どもたちに対しては、障がいの種類や程度、一人一人の教育的ニーズ等に応じて、「特別支援学校(視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者を対象)」、「小中学校の特別支援学級」、「通級による指導(通級指導教室)」を設けており、特別の配慮のもとに手厚い教育を行っています。

障がいのある子どもたちの就学など詳しくは、お住まいの市町村教育委員会にお問い合わせください。

### この記事に対するお問い合わせ

担当課: 義務教育課特別支援教育室

担当:

TEL/FAX:

E-Mail:

